

障 発 0 3 3 1 第 1 1 号
こ 支 障 第 8 1 号
令 和 7 年 3 月 3 1 日

各 都道府県 障害保健福祉・児童福祉主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
（ 公 印 省 略 ）
こ ども 家 庭 庁 支 援 局 長
（ 公 印 省 略 ）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」
の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部が、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件」（令和7年こども家庭庁・厚生労働省告示第5号）により別添のとおり改正され、令和7年4月1日から適用されることとなった。

ついては、下記の点を御了知いただき、貴管内身体障害者更生相談所、関係機関等に対し、周知願いたい。

記

1 趣旨

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準について、関係団体へのヒアリング調査の結果を踏まえ、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 姿勢保持装置と座位保持椅子等の区分の明確化

- ・ 児童のみを支給対象としている「座位保持椅子」及び「頭部保持具」については現状車載用として支給されており、成人になった際には「姿勢保持装置」により支給されることから、運用を適正化する必要があること等の実態を踏まえ、「座位保持椅子」について、支給対象を児童に限定せず、種目名を「車載用姿勢保持装置」と改める。「頭部保持具」について、独立して使用されている実態がないことから、種目として廃止し、「車載用姿勢保持装置」の付属品とする。

(2) 補聴援助システムの支給基準の明記

- ・ 補聴援助システムの購入に当たって、ワイヤレスマイク、受信機の価格をそれぞれ支給基準額として定めているところ、メーカーによってワイヤレスマイクと受信機の価格比率が大きく異なっていること、機種を選定に当たっては、ワイヤレスマイクと受信機とは同じメーカーから販売されているものを選ぶ必要があること等の実態を踏まえ、ワイヤレスマイクと受信機と価格の合計が 232,700 円以内の範囲内でそれぞれ必要な額を支給することとする。

(3) 電動車椅子（簡易型）の定義

- ・ 近年の技術革新により、電動駆動装置等を利用者自身が着脱できる製品も販売されるようになったこと等の実態を踏まえ、電動車椅子簡易形アシスト式に、電動駆動装置等に着脱式を含むこととする。

(4) その他

- ・ 所要の改正を行う。